

明治大学研究推進員及び研究支援者の 採用等に関する規程

2006年3月30日制定

2005年度規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究活動の促進を図ることを目的として、研究を遂行する上で必要となる研究推進員及び研究支援者の採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、科学研究費助成事業による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びにその他本大学が認めた研究に適用する。

(定義)

第2条 この規程において「研究推進員」とは、一定の期間、研究スタッフとして本大学が認めた研究の遂行業務に従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 専門研究員
- (2) 博士研究員（ポスト・ドクター）（以下「博士研究員」という。）
- (3) 研究員
- (4) 客員研究員

2 この規程において「研究支援者」とは、本大学の専任教員が研究代表者となる研究の遂行業務に一定の期間、研究スタッフの補助者として従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) リサーチ・アシスタント（プロジェクト型）（以下「RA」という。）
- (2) 研究技術員
- (3) 補助研究員

(研究推進員の資格)

第3条 専門研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事するものとする。

2 博士研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者（社会科学及び人文科学の分野にあつては、博士の学位を取得している者に相当する能力を有する者を含む。）であつて、当該研究にかかわる一定の職務を分担して研究に従事するものとする。

- 3 研究員となることができる者は、自然科学分野に係る修士の学位を取得し、かつ、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事するものとする。
- 4 客員研究員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、当該研究の参加において雇用契約を要しないものとする。
 - (1) 博士の学位を取得している者又はこれと同等以上の研究業績を有する者
 - (2) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「学術振興会特別研究員」という。）等本大学が学外諸機関から受け入れる研究員
- 5 前項第2号の規定にかかわらず、学術振興会特別研究員DCは、本大学の客員研究員となることができない。
（研究支援者の資格）

第4条 RAとなることができる者は、明治大学RA・TA及び教育補助講師採用規程に定める資格を有する者とする。

- 2 研究技術員となることができる者は、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、大型機器、特殊機器等の操作等にかかわる特殊技術又は熟練した技術を必要とする業務に従事する者とする。
- 3 補助研究員となることができる者は、本大学の研究プロジェクト等の実施に必要な補助的業務に携わる者であって、当該業務を遂行する上で必要な能力を有するものとする。
（採用等手続）

第5条 研究代表者は、研究推進員又は研究支援者の採用を希望するときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を当該研究を所管する部署を通じて研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）に提出し、採用申請を行う。

- (1) 採用申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 推薦書
 - (4) その他必要な書類
- 2 前項の規定にかかわらず、客員研究員の受入申請を行うときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を提出する。
 - (1) 受入申請書
 - (2) その他必要な書類
 - 3 前2項の申請にかかわる採用等は、研究・知財戦略機構会議に付議し、その承認を得るものとする。

(雇用契約、採用期間等)

- 第6条** 研究推進員（客員研究員を除く。）及び研究支援者は、学校法人明治大学（以下「法人」という。）と雇用契約を締結し、採用期間は、1年以内の範囲で契約に定めるものとする。
- 2 雇用契約は、年度ごとに行う。
 - 3 雇用契約は、当該研究の終了までを限度として、更新をすることができる。ただし、当初の採用日から起算して5年を限度とする。
 - 4 研究推進員又は研究支援者が、現在の雇用資格（第2条に規定するものをいう。以下同じ。）以外の雇用資格による雇用契約（以下「その他の契約」という。）を、過去に法人との間で締結していた者であつて、その他の契約終了後、引き続き現在の雇用資格により採用されたものである場合の採用期間は、その他の契約を含めて通算5年を限度とする。ただし、その他の契約のうち、本大学に在学している期間は、通算の採用期間に含めない。
 - 5 前2項の規定にかかわらず、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15の2第1項各号に該当する研究推進員又は研究支援者の雇用契約は、通算10年を限度とする。
 - 6 本大学の博士研究員又はRAであった者は、第3項又は第4項の規定により雇用契約の更新をする場合を除き、当該雇用契約終了後、再度、同一の職に採用することができない。
 - 7 本大学の専門研究員、研究員、研究技術員及び補助研究員で、当初の採用日から起算して第3項又は第4項に規定する更新限度が経過したことにより契約を終了した者は、当該契約終了日から6か月以上経過した場合に限り、他の研究を行うため、再度、同一の職に採用することができる。この場合における雇用契約は、第1項から第5項までの規定を準用する。

(受入期間)

- 第7条** 客員研究員に係る受入期間は、当該研究の実施期間の範囲内で、個々に定める期間とする。

(給与等)

- 第8条** 研究推進員（客員研究員を除く。次項において同じ。）及び研究支援者の給与、通勤手当（以下「給与等」という。）及び勤務時間は、それぞれの雇用契約において定める。
- 2 研究推進員及び研究支援者への給与等の支払は、法人が行うものとし、当該給与等の支払額及び各種保険料（法人負担分）は、当該研究に対し交付される研究費をもって充当しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に規定する博士研究員

のうち、学長が示す教員人事基本方針に基づき、学部長会及び理事会が承認した博士研究員については、法人が給与等を支給する。

4 前項に規定する博士研究員の給与等については、別に定める。

(身分の喪失)

第9条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、研究推進員又は研究支援者の身分を失うものとする。

- (1) 採用期間又は受入期間が満了したとき。
- (2) 雇用契約を締結した者が退職を申し出て、雇用契約を解除したとき。
- (3) 客員研究員である者が当該研究の参加中止を申し出て、研究代表者がこれを了承したとき。
- (4) 当該研究が終了又は中止したとき。
- (5) 心身の故障により、職務遂行が困難であり、又は不相当であると認められるとき。
- (6) 勤務状態が著しく不良で、職務遂行に適さないと認められるとき。
- (7) 本大学に重大な損害を与え、又は名誉を汚す行為のあったとき。

(所属)

第10条 研究推進員及び研究支援者の所属は、研究・知財戦略機構とする。

(呼称)

第11条 研究推進員及び研究支援者の呼称は、第2条に掲げる当該の名称に明治大学を付したものとする。ただし、必要に応じて、当該研究の名称又はその略称を括弧書きで付することができる。

(証明書の発行)

第12条 研究推進員及び研究支援者には、身分証及び採用又は受入履歴に関する証明書を発行することができる。

(本大学の施設の利用)

第13条 研究推進員及び研究支援者は、必要に応じて、本大学の教育研究施設・設備を利用することができる。この場合において、研究推進員及び研究支援者は、当該施設・設備に係る管理者に対し、校規に準じて許可を得るものとする。

(知的財産権)

第14条 研究推進員及び研究支援者との研究により生じた知的財産権については、明治大学発明等に関する規程に定める。

(実施細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究推進員及び研究支援者の取扱い及びこの規程の施行に関し必要な事項は、当該研究の実施要領、受託契約等に基づき、別に定めることができる。

附 則 (2005年度規程第29号)

(施行期日)

1 この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 明治大学研究支援者に関する要綱(2003年度例規第7号)は、廃止する。

(通達第1448号)

附 則(2008年度規程第34号)

この規程は、2008年(平成20年)10月2日から施行する。

(通達第1739号)(注 グローバルCOE博士課程研究員の新設に伴う改正)

附 則(2013年度規程第22号)

この規程は、2014年(平成26年)3月20日から施行し、改正後の規定は、2013年(平成25年)4月1日から適用する。

(通達第2238号)(注 研究推進員及び研究支援者に係る採用期間の変更等に伴う改正)

附 則(2016年度規程第8号)

この規程は、2016年(平成28年)10月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第1号及び第2号に規定する研究推進員の雇用契約、採用期間等の通算期間については、各名称変更前の資格に係る採用日から起算する。

(通達第2414号)(注 研究員のnew設及び資格名称、採用資格等の変更に伴う改正)

附 則(2019年度規程第36号)

この規程は、2020年3月19日から施行する。

(通達第2702号)(注 労働契約法の特例対象となる研究推進員及び研究支援者に係る雇用期間の限度の延長、グローバルCOE博士課程研究員に係る規定の削除等に伴う改正)

法人が給与等を支給するポスト・ドクターの処遇について

2006年3月30日理事会承認

「明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程」第8条第3項の規定に基づいて採用されるポスト・ドクター（以下「ポスト・ドクター」という。）にかかわる給与等の処遇について、次のとおり定めるものとする。なお、詳細については、それぞれの雇用契約において定める。

- 1 ポスト・ドクターには、月額230,000円の給与を支給する。
- 2 ポスト・ドクターの1週当たりの勤務時間は、20時間以上とする。
- 3 ポスト・ドクターの通勤手当は、学校法人明治大学教職員給与規程により、専任教職員に準じて支給する。
- 4 ポスト・ドクターの旅費は、学校法人明治大学専任教職員旅費規程に準じて支給する。ただし、学会出張旅費の支給を受けることができる年度内回数は、2回までとし、そのうち1回は、学会において研究発表を行うことを条件とする。
- 5 ポスト・ドクターには、特定個人研究費取扱要領を適用しない。
- 6 ポスト・ドクターは、法令に従い、雇用保険に加入する。なお、厚生年金保険及び健康保険の加入条件は、1週当たりの勤務時間26時間以上とする。

以上